

半島振興に係る租税特別措置について

○税制特別措置の対象地域・適用期間（国税・地方税）

対象地域	いちき串木野市全域
適用期限	令和5年3月31日

○国税（取得税・法人税）の割増償却制度

半島地域において、産業振興促進計画を策定している場合、事業者が製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等の用に供する機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る取得等をした場合に、5年間割増償却ができます。

※業種・資本規模に応じて、以下のとおり取得価格の下限値が設定されています。

業種	事業者の資本規模	取得価格等	償却率	償却期間
製造業 旅館業	個人又は 1,000万円以下	500万円超	○機械・装置 →普通償却限度額の 32% ○建物・付属設備・ 構築物 →普通償却限度額の 48%	5年
	1,000万円超 5,000万円以下	1,000万円超		
	5,000万円超	2,000万円以上 (新增設による取得のみ)		
農林水産物等販売業 情報サービス業等	個人又は 5,000万円以下	500万円以上		
	5,000万円超	500万円以上 (新增設による取得のみ)		

○地方税もしくは市税（固定資産税）の不均一課税の減収補填措置

平成27年度から製造業・旅館業に加え、農林水産物等販売業、情報サービス業等が対象業種に追加され、要件を満たす場合は、該当する設備等に係る地方税もしくは市税（固定資産税）が3カ年不均一課税となります。

年度	固定資産税に係る税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.7

※要件について

	業 種	取得価格等
地方税もしくは市税（固定資産税）	製造業・旅館業	<ul style="list-style-type: none"> • 資本金 1,000 万円以下 ⇒500 万円以上の新增設による取得 • 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下 ⇒1,000 万円以上の新增設による取得 • 資本金 5,000 万円超 ⇒2,000 万円以上の新增設による取得等
	農林水産物販売業 情報サービス業	500 万円以上の新增設による取得